

新設独立行政法人（外務省）の概要

所管省	法人名 （設立年月） 〔中期目標期間〕	旧法人名等	分科会名	資本金 （百万円）	財源措置（百万円）			役職員数（人）					法人の長の 報酬月額の 水準	整理合 理化計 画の該 当頁
					運営費交付 金	施設整備等補 助金	その他の 補助金	法人の長及び理事		監事		職員		
									うち公務 員出身		うち公務 員出身			
外務省	国際協力機構 （平成 15 年 10 月） 〔 3 年 6 月〕	（特）国際協力事業団	国 際 協 力 機 構分科会	88,508	161,206	-	5,195	8 （ 0 ）	5 （ - ）	2 （ 0 ）	1 （ - ）	1 , 3 2 9	C （ 1,226 千 円 ）	9
	国際交流基金 （平成 15 年 10 月） 〔 3 年 6 月〕	（特）国際交流基金	国 際 交 流 基 金分科会	110,971	13,786	-	-	4 （ 0 ）	2 （ 0 ）	2 （ 1 ）	0 （ 0 ）	2 2 7	C （ 1,106千 円 ）	2 4

- （注）1 財源措置の金額は、平成 16 年度政府予算案による。
- 2 役職員数は、法人設立時現在の常勤役職員数であり、括弧内は非常勤の役員数（内数）である。また、公務員出身者の数は、「独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況の公表につ
いて（平成 15 年 12 月 25 日内閣官房・総務省）による。
- 3 法人の長の報酬月額は、各法人の報酬規程に基づく基本的な額であり、その区分は以下のとおりである。
A：府省の事務次官級以上（約 130 万円以上） B：府省の事務次官級（約 130 万円） C：外局の長（約 115 万円） D：府省の局長級（約 99 万円） E：府省の審議官級（約 78 万円～約 91 万
円） F：その他

内閣府所管新設独立行政法人の概要

法人名 (設立年月) 〔中期目標期間〕	旧法人名	分科会名	資本金 (百万円)	財源措置(百万円)			役職員数(人)					法人の長の報酬月額の水準	整理合理化計画の該当頁
				運営費交付金	施設整備等補助金	その他の補助金	法人の長及び理事	うち公務員出身	監事	うち公務員出身	職員		
独立行政法人国民生活センター (平成15年10月) 〔4年6か月〕	(特)国民生活センター	内閣府独立行政法人評価委員会 国民生活センター分科会	9,167	2,520	-	-	4(0)	2(0)	0(2)	0(0)	126	D (1,020千円)	23
独立行政法人北方領土問題対策協会 (平成15年10月) 〔4年6か月〕	(特)北方領土問題対策協会	内閣府独立行政法人評価委員会 北方領土問題対策協会分科会	276	660	-	201	2(5)	1(2)	0(2)	0(1)	19	D (1,021千円)	23

(注) 1 財源措置の額は、平成16年度政府予算案による。

2 役職員数は、平成15年10月1日現在の常勤役職員数であり、括弧内は非常勤の役員数(外数)である。また、公務員出身者の数は、「独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況の公表について」(平成15年12月25日内閣官房・総務省)による。

3 法人の長の報酬月額は、各法人の報酬規定に基づく基本的な額であり、その区分は以下のとおりである。

A：府省の事務次官級以上(約130万円以上) B：府省の事務次官級(約130万円) C：外局の長級(約115万円) D：府省の局長級(約99万円)

E：府省の審議官級(約78万円～約91万円) F：その他

新設独立行政法人等（文部科学省）の概要

所管省	法人名 （設立年月） 〔中期目標期間〕	旧法人名等	分科会名	資本金 （百万円）	財源措置（百万円）			役職員数（人）					法人の長の 報酬月額の水 準	整理合 理化計 画の該 当頁
					運営費交付 金	施設整備等補 助金	その他の 補助金等	法人の長及び理事		監事		職員		
									うち公務 員出身		うち公務 員出身			
文部 科学省	科学技術振興機構 （平成 15 年 10 月） 〔 3 年 6 月〕	（特）科学技術振興事 業団	科学技術・学 術分科会	188,720	94,715	-	2,049	5 （ 0 ）	2 （ - ）	2 （ 1 ）	- （ - ）	4 7 8	D 1,092 千円	1 0
	日本学術振興会 （平成 15 年 10 月） 〔 4 年 6 月〕	（特）日本学術振興会	科学技術・学 術分科会	1,064	29,841	-	88,432	3 （ 0 ）	2 （ 0 ）	1 （ 1 ）	- （ - ）	9 9	D 1,020 千円	2 2
	理化学研究所 （平成 15 年 10 月） 〔 4 年 6 月〕	（特）理化学研究所	科学技術・学 術分科会	247,310	69,192	5,728	-	6 （ 0 ）	1 （ 0 ）	2 （ 0 ）	1 （ - ）	6 8 5	D 1,092 千円	2 0
	宇宙航空研究開発機 構 （平成 15 年 10 月） 〔 4 年 6 月〕	宇宙科学研究所 航空宇宙技術研究所 （特）宇宙開発事業団	科学技術・学 術分科会	544,408	137,298	8,426	33,509	9 （ 0 ）	2 （ 0 ）	2 （ 0 ）	- （ - ）	1 , 7 7 2	C 1,226 千円	8
	日本芸術文化振興会 （平成 15 年 10 月） 〔 4 年 6 月〕	（特）日本芸術文化振 興会	文化分科会	260,059	12,053	656	-	4 （ 0 ）	3 （ 0 ）	2 （ 1 ）	- （ - ）	3 1 9	D 1,020 千円	2 1
	日本スポーツ振興セ ンター （平成 15 年 10 月） 〔 4 年 6 月〕	（特）日本体育・学校 健康センター	スポーツ・青 少年分科会	195,356	5,086	728	2,473	5 （ 0 ）	4 （ 0 ）	2 （ 1 ）	- （ - ）	4 1 7	D 1,020 千円	2 6
	日本私立学校振興・ 共済事業団(助成業 務) （平成 10 年 1 月） 〔 4 年 6 月〕 注 1	-	学 校 教 育 分 科 会	(法人全体) 48,969	-	-	254,268	1 0 （ 4 ）	2 （ 0 ）	2 （ 1 ）	- （ - ）	1 . 6 3 1	D 1,092 千円	1 2
				(助成業務) 48,969	-	-	254,259					1 0 5		

- （注）1 日本私立学校振興・共済事業団は独立行政法人ではないが、日本私立学校振興・共済事業団法（平成 9 年 5 月 9 日法律第 48 号）の一部改正に基づき、平成 15 年 10 月 1 日から助成業務には独立行政法人に準じた管理手法が導入された。
- 2 日本私立学校振興・共済事業団の資本金欄及び財源措置欄は、上段が法人全体、下段が助成業務である。
- 3 学校教育分科会は平成 16 年 4 月 1 日に初等中等教育分科会と高等教育分科会に改組され、日本私立学校振興・共済事業団は高等教育分科会に所属する予定。
- 4 財源措置の金額は、平成 16 年度政府予算案による。
- 5 役職員数は、法人設立時等平成 15 年 10 月 1 日の常勤役職員数であり、括弧内は非常勤の役員数（内数）である。また、公務員出身者の数は、「独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況の公表について（平成 15 年 12 月 25 日内閣官房・総務省）による。
- 6 法人の長の報酬月額は、各法人の報酬規程に基づく基本的な額であり、その区分は以下のとおりである。
A：府省の事務次官級以上（約 130 万円以上） B：府省の事務次官級（約 130 万円） C：外局の長（約 115 万円） D：府省の局長級（約 99 万円） E：府省の審議官級（約 78 万円～約 91 万円） F：その他